

介護福祉士養成給付型奨学金制度の概要

1. 制度の趣旨

超高齢社会の到来を受け、高齢者介護が社会的な課題となっております。このため、高齢者介護に携わる人材の確保が緊急の課題となっております。

当会では、「介護福祉士」の国家資格制度化（1987年）を契機に、介護の専門職として期待される介護福祉士の養成を支援する目的で、介護福祉士を目指して勉学する人のための給付型奨学金制度を1989年度より実施しております。

2. 制度の概要

(1) 名称

生命保険協会 介護福祉士養成給付型奨学金制度

(2) 対象

当会指定の専門学校・短期大学等の介護福祉士養成施設に在学する学生

(3) 募集方法

全国各地に所在する介護福祉士養成施設160校に奨学生の推薦を依頼（対象：介護福祉士養成のための学科最終学年に在籍する学生1名）、各学校長の推薦に基づき当会の選考委員会で決定

(4) 奨学金の額

月額2万円

(5) 支給期間

1年間

3. 制度の特色

決定した奨学生に返還義務のない給付型奨学金を支給するだけでなく、全国各地に展開する地方協会（54協会）で、それぞれの地域の奨学生、学校関係者と折りにふれ交流を行っています。

4. 新規奨学生（151名）の地域別状況

北海道	…	7名	近畿	…	20名
東北	…	15名	中国	…	15名
関東・甲信越	…	43名	四国	…	7名
北陸・東海	…	26名	九州・沖縄	…	18名
		合計			151名

5. 新規奨学生（151名）の年齢別状況

	19～20歳	21～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～49歳	50歳～	合計
人数	122名	13名	7名	2名	3名	2名	2名	151名

6. 介護福祉士養成奨学生数の推移

(単位：校、名)

年度	1989～2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019(※)	合計
推薦依頼校	3,421	125	117	223	223	221	214	213	184	168	160	-
奨学生	3,406	115	110	206	194	203	199	197	169	160	151	5,110

※減少した推薦依頼校のうち6校は、「保育士養成給付型奨学金制度」の指定校に移行。

保育士養成給付型奨学金制度の概要

1. 制度の趣旨

社会的課題である待機児童問題の解消に向け、政府は保育の受け皿拡大・確保に取り組んでおります。

当会では、保育の専門職として活躍を期待される保育士の養成を支援する目的で、保育士を目指し勉学する人のための給付型奨学金制度を2017年度より実施しております。

2. 制度の概要

(1) 名称

生命保険協会 保育士養成給付型奨学金制度

(2) 対象

当会指定の専門学校・短期大学等の保育士養成施設に在学する学生

(3) 募集方法

全国各地に所在する指定校100校に奨学生の推薦を依頼（対象：保育士養成のための学科最終学年に在籍する学生1名）、各学校長の推薦に基づき当会の選考委員会で決定

(4) 奨学金の額

月額2万円

(5) 支給期間

1年間

3. 制度の特色

決定した奨学生に返還義務のない給付型奨学金を支給するだけでなく、全国各地に展開する地方協会（54協会）で、それぞれの地域の奨学生、学校関係者と折りにふれ交流を行っています。

4. 新規奨学生（87名）の地域別状況

北海道	7名	近畿	16名
東北	10名	中国	5名
関東・甲信越	18名	四国	6名
北陸・東海	9名	九州・沖縄	16名
合計		87名	

5. 新規奨学生（87名）の年齢別状況

	19～20歳	21～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～49歳	50歳～	合計
人数	78名	6名	0名	1名	1名	1名	0名	87名

6. 保育士養成奨学生数の推移 （単位：校、名）

年度	2017	2018	2019	合計
推薦依頼校	79	93	100	-
奨学生	67	81	87	235

以上